

平成29年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成29年12月 7日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成29年12月 7日

16日間

至 平成29年12月22日

第 3 諸般の報告

第 4 所信表明

第 5 同意第 2号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 4号 公平委員会委員の選任について

第 8 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 9 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第10 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

第11 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について

第12 議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

第13 議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第64号 京丹波町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第66号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止について

第17 議案第67号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 18 議案第 68 号 平成 29 年度京丹波町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 19 議案第 69 号 平成 29 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 議案第 70 号 平成 29 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 71 号 平成 29 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議案第 72 号 平成 29 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 73 号 平成 29 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 24 議案第 74 号 平成 29 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 25 議案第 75 号 平成 29 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 76 号 平成 29 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 所信表明
- 第 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 6 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 4 号 公平委員会委員の選任について
- 第 8 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 10 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 11 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 12 議案第 62 号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 13 議案第 63 号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 64 号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 65 号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 第 1 6 議案第 6 6 号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止について
- 第 1 7 議案第 6 7 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度京丹波町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 9 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 追加第 1 発委第 4 号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議
- 追加第 2 発委第 5 号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加第 3 発委第 6 号 議会広報特別委員会の廃止について

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 坂 本 美智代 君
- 4 番 東 まさ子 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 谷 山 眞智子 君
- 7 番 西 山 芳 明 君
- 8 番 隅 山 卓 夫 君
- 9 番 森 田 幸 子 君

- 10番 山田 均 君
- 11番 山下 靖夫 君
- 12番 谷口 勝巳 君
- 13番 北尾 潤 君
- 14番 梅原 好範 君
- 15番 鈴木 利明 君
- 16番 篠塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 太田 昇 君
- 副 町 長 畠中 源一 君
- 参 事 伴田 邦雄 君
- 参 事 山田 洋之 君
- 総務課長 中尾 達也 君
- 監理課長 野村 雅浩 君
- 企画政策課長 木南 哲也 君
- 税務課長 松山 征義 君
- 住民課長 長澤 誠 君
- 保健福祉課長 大西 義弘 君
- 子育て支援課長 津田 知美 君
- 医療政策課長 藤田 正則 君
- 農林振興課長 栗林 英治 君
- 商工観光課長 山森 英二 君
- 土木建築課長 山内 和浩 君
- 上下水道課長 十倉 隆英 君
- 会計管理者 久木 寿一 君
- 瑞穂支所長 山内 善博 君
- 和知支所長 榎川 諭 君
- 教 育 長 松本 和久 君

教 育 次 長 西 村 喜 代 美 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長 堂 本 光 浩

書 山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

- 議長（篠塚信太郎君） 本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、平成29年第4回京丹波町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

- 議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・坂本美智代君、4番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

- 議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月22日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月22日までの16日間と決しました。
会期中の予定は、配付しております会期日程表のとおりです。

《日程第3、諸般の報告》

- 議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本定例会に町長から提出されている案件は、同意第2号ほか21件です。
後日、町長から追加議案の提出があります。
提案理由説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。
12月4日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。
本日、本会議休憩中及び本会議終了後、全員協議会が開催されます。
さらに、全員協議会終了後には議会広報特別委員会が開催されます。大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。
京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しており

ます。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録及び京都新聞南丹支局記者による撮影を許可しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、所信表明》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、所信表明を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成29年第4回京丹波町議会定例会の開会に当たり、また、京丹波町長の就任に当たり、所信の一端を申し述べさせていただきます。

11月5日執行の京丹波町長選挙において、町民の皆さんの力強いご支援により当選をさせていただき、11月20日に京丹波町長に就任をいたしました。責任の重大さを痛感いたしますとともに、決意新たに職務を全うしていく所存でございます。

私は、今回の選挙戦を通じて多くの町民の方々とお話をする機会を得ることができ、町民の方々の思いをお伺いすることができました。

子どもや若者が減少し、高齢化が進む中で、空き家も増え続けており、このまま集落の機能が維持できるのかといった不安、先祖から預かった田畑をこの先も守っていけるのかといった不安、このまま人口減少していけば京丹波町はどうなるのだろうといった将来への不安、また、そんな中で新庁舎を建設して町財政は大丈夫なのかといった不安、そして町行政の公平・公正化に対する疑問、こうした不安や疑問を口にされる方が数多くいらっしゃいました。

そして、そんな将来への不安や疑問の中で、「京丹波町を何とかしてほしい」、「京丹波町を変えてほしい」、そんな町民の思いが先の選挙戦の結果につながったものと確信しております。

同じように選挙戦を戦い、選挙戦に勝利された議員の皆さんも多くの町民の同じ思いや不安、疑問を受けとめられたのではないのでしょうか。

私は、改めてこれまでのまちづくりを検証するとともに、町民の皆さんからいただいた声を大切にしながら、将来につながり伸ばすべき点、改善すべき点等を整理した上で、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様とは、町民の声に応える、真に京丹波町民のための議論をこれから行ってまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

それでは、私の任期中における町政運営の所信の一端を申し述べさせていただきたいと思

います。

京丹波町は分水嶺に位置し、水がきれい自然豊かな町であります。そこでつくられる黒大豆、丹波栗、丹波大納言小豆や京野菜など数多くのブランド製品があります。そうした丹波ブランドの中でも「京丹波町産」が一番のブランドであると考えております。地域の特性や地域資源を生かしたまちづくりを進め、急激な人口減少の流れを緩やかにしてまいりたいと考えております。また、選挙において掲げておりました理念である「健康の里づくり」実現に向けて取り組んでまいります。

「健康の里づくり」とは、第一義には町民お一人お一人の健康であります。心も体も健康な状態という文字どおりの「健康」に加え、仕事や家庭、自分の時間のバランスがとれ、収入や仕事などの生活を維持するために必要な環境が整っている状態であるなど「生活面での健康」、そして、他人に必要とされ、何らかの役割や生きがいを持ち、社会の中に居場所があると感じられる「社会的な健康」、この3つの「健康」がそろった状態を町民お一人お一人が実感できる状態にしていきたいということでもあります。

町行政といたしましても、医療や福祉、高齢者対策などに積極的に取り組み、町民一人一人が先ほどの3つの「健康」を維持し、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

それには、財政基盤も含め、京丹波町行政自体も公平・公正かつ健全で将来に不安のない「健康」な状態を維持し続けなければなりません。町民お一人お一人の「健康」と町行政の「健康」、その2つの「健康」がそろい町民が安心して「幸せ」に暮らせる、そんなまちづくりが「健康の里づくり」であると考え、以下の5つの柱を掲げて取り組んでまいります。

1つ目の柱は、「町行政の公正化」であります。ご案内のとおり京丹波町は、少子高齢化による人口減少など厳しい状況下にあります。こうした厳しい環境下にあっては、町行政と町民が知恵と力を結集して行政課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

まちづくりの主役は町民の皆さんです。町が事業の実施に当たり、町民の皆さんにしっかりと説明をし、ご理解いただくことで協力いただけるものであり、そうした手続の徹底を図ってまいりたいと考えております。

その「町行政の公正化」にとって、1つ目の課題は、選挙戦の大きな争点ともなりました丹波地域開発株式会社への公費投入の問題であります。多くの町民の方から納得できない、説明責任を果たしていないのではないかとのご指摘をいただきました。しっかりと調査と議論を行い、しかるべきタイミングで町民の皆さんに情報公開を行うとともに説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

それでも不明朗な部分が残る、町民の方々にご納得いただけない場合には、弁護士等の第

三者に調査をお願いをして、その調査結果を改めて公表し、再度説明をさせていただきたいと考えております。

「町行政の公正化」の2つ目の課題は、新庁舎建設の問題であります。町役場の庁舎は災害発生時には災害対策の重要な拠点となるものです。幸い京丹波町では、今まで大きな災害は発生してきていませんが、過去に経験したことがないような自然災害が発生している昨今、災害に強い安心して暮らせるまちづくりのためには、防災拠点となる新庁舎建設は早期に取り組むべき課題と認識をしております。

しかしながら、選挙戦の中で町民の多くの方から、現在の計画されている34億円という建設費の圧縮を求める意見をいただきました。

京丹波町新庁舎建設基本計画の答申や建設予定地については、議会でも決議がなされていますが、そうした経緯も踏まえながら、町民が使いやすく、建設費、ランニングコストが最大限抑制できるよう見直しを行ってまいります。ただし、合併特例債の起債の期限もありますことから、スピード感を持って早急に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現行の町政懇談会の開催方法を改善し、町政ミーティング（タウンミーティング）を実施し、町民の皆さんが行政に対して何を求め、期待されているのか生の声や提言を、対話を通じて把握するよう努めてまいります。

先ほど申しあげました丹波地域開発株式会社への公費投入の問題、さらには新庁舎建設計画の見直しにつきましても、次年度の町政ミーティングの際に町民の皆様にご説明、ご報告できるよう取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、SNS等を活用した町行政の情報発信についても取り組んでまいります。

2つ目の柱は、「環境整備」であります。近年、自然災害が多発しています。災害から身を守るための対策として、開設された避難所に避難することが想定をされます。おおむね地区の集会所が1次避難施設と位置づけられておりますが、設備や機能が整った施設ばかりではないと考えております。安心して避難していただくために施設の再考や設備等の整備に取り組んでまいります。

特に、住民の安心・安全を確保し、生命・財産を守る消防団は、なくてはならない存在であります。消防団員の活動を支援し、団員の確保に努めてまいりますとともに、非常時での地域住民の連携である「共助」は限りある行政支援の「公助」に比べ、強力なものとなります。このことから、地域において自主防災組織の設置を促し、推進してまいります。

もう一つ、本町には古くから引き継がれる伝統文化や行事がそれぞれの地域にあり、地域のコミュニティや「絆」を形成しています。そうした伝統文化や行事についても、地域を発

展、継続させるために支援をしております。

3つ目の柱は、「暮らしの安心・安定」であります。健康を保ち生活していく上で、不安のない状態を保つ必要があります。

高齢化が進む中、安心のよりどころである医療体制につきましては、医師や看護師の確保を含め厳しい経営環境にありますが、京丹波町病院が「町民の命を守る」責務が全うできるよう関係機関とも連携しながら取り組みを進めてまいります。

また、高齢者のひとり暮らしや外出支援などの生活相談、空き家対策や墓地保全、遊休農地保全対策などの財産管理相談など地域に寄り添いながら対策を講じてまいります。また、町内の社会福祉法人や各種団体と連携しながら高齢者の方々が、これからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう空き家や空き店舗を改修してグループホームとして整備するなど、安心して地域で住み続けられるまちづくりを目指します。また、給付型奨学金の新設により、そうした体制づくりに不可欠な介護職員の確保に努めてまいります。

4つ目の柱は、「子育て支援」であります。人口減少の中で、安心して子どもを産み育てられる環境の整備とともに、働く場を確保することが重要であると考えております。幼保一体型の認定こども園の設置についても、京丹波町の実情にあわせた検討を行う中で設置に向けた取り組みを進めてまいります。また、須知高校につきましても、町内にある唯一の高校として、特色を生かしながら存続に向けた支援を町としても行ってまいります。

学習スペースを充実させた図書館の設置につきましても、新庁舎建設の見直しとあわせて検討を進めてまいります。

最後、5つ目の柱は、「産業振興」であります。本町の基幹産業でもある農林業を中心とした産業の振興に向けて取り組んでまいります。

近年、少子高齢化の影響などから後継者や担い手が不足し、不耕作地が増加傾向にあります。しかし、一方で町内には新たな農業生産組織が設立されたり、また新規に就農される方も出てきております。

私は、農業所得が向上すれば新規就農者は確実に増えると考えております。そのためには、新規就農者に対する支援策として、例えば農業生産法人での研修制度を設けることで、農業に対して関心を持ってもらい、就農のきっかけづくりとするなどの仕組みを構築していきたいと考えております。

このほか、専業でなくても農業をやってみたいという人はたくさんおられますので、そうした方をどう呼び込むか、どう情報発信をしていくかも検討し実施をしております。また、これには、生活基盤となる住居を提供できることも重要であります。空き家バンク制度の活

用やゲストハウスやシェアハウスの設置など住環境の整備についても取り組みたいと考えております。

特A米の「丹波産キヌヒカリ」や黒大豆、丹波栗、丹波大納言小豆や京野菜など、農産物の京丹波ブランドの一層の確立と厳正な管理を行い、競争力の高い農産物の生産が可能となり、そのことにより農家所得が向上すればいろいろな可能性が広がると確信をしております。

その一方で、丹精込めて生産された農産物を守るため、住民の皆様を初め、多様な狩猟の担い手と連携した有害鳥獣対策の強化にも取り組んでまいります。

また、丹波自然運動公園を生かしたスポーツ観光や80%を超える山林面積を有する京丹波町の大自然を生かした山岳、山林観光、農業や林業等の体験型観光など地域の自然や文化など地域資源を生かした観光創出を行い、それを国内外へ発信し、ホームページや旅行サイトで京丹波町のPR強化を行うなど観光産業の振興にも取り組んでまいります。

これら5つの柱を軸として、これからのまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますが、既に第2次総合計画を初め、各種計画が策定されているところであり、これに基づく事業も実施されているところでもあります。このため、要所、要所で検証を行い、改善策の検討も加えながら事業を進めてまいります。

以上、私の町政運営の所信を申し述べさせていただきました。

私は、初登庁式でのご挨拶で京丹波町のまちづくりについて、「みんなでやる」のではなく、「みんながやる」ことが重要であると申し上げました。

何といたしましても、町の主人公は町民の皆さんお一人お一人であります。私たちの京丹波町を守り発展させていくためには、町民の皆さんがみずから町政に参画いただくことも不可欠です。

この京丹波町を次の世代を担う子どもたちに自信と誇りを持って引き継いでいくためには、町長がやる、議員がやる、町職員がやる、町民のお一人お一人がやる、愛する京丹波町のためにみんながやる。そうした取り組みを通じて「誇りと自信が持てる新しい京丹波町」をつくり上げる、このことを目標に町政運営に取り組んでまいり所存であります。

皆さんで力をあわせて、京丹波町を一步でも前へ進めていきましょう。

今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、町長就任の所信表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で所信表明を終わります。

《日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命について及び日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命について及び日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員としてご活躍いただいております櫻井博規氏の任期が今年11日に満了となります。櫻井委員には、平成21年12月から2期8年の間、教育委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに選任する教育委員として、京丹波町橋爪大野38番地にお住まいの津田勝二氏を任命することについて同意をお願いしております。津田氏は、平成7年に社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会に採用され、平成27年4月からは社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会事務局長としてお勤めされております。

主な公的職歴は、平成8年4月から瑞穂町体育指導委員、京丹波町体育指導委員、京丹波町スポーツ推進委員として活躍されております。地域の実情に精通され、人望も厚く、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第3号 教育委員会委員の任命についてであります。現在、教育委員としてご活躍いただいております藤田道子氏の任期が今年11日に満了となります。藤田委員には、平成25年12月から1期4年の間、教育委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、温厚・誠実な人柄から信頼も厚く、今日的な教育課題に適切に対応いただけることから引き続き任命するものです。ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、補足説明をさせていただきます。

私のほうからは、議案を朗読をさせていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第2号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町橋爪大野38番地

氏名 津田勝二 昭和49年6月9日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由としましては、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるためでございます。

なお、裏面に津田氏の職歴、主な公的職歴等を記載をしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

続きまして、同意第3号 教育委員会委員の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町西河内雫矢94番地1

氏名 藤田道子 昭和30年9月14日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるためでございます。

なお、裏面に藤田氏の職歴、主な公的職歴等を記載をしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

以上で、同意第2号、同意第3号の補足説明とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりです。

これより、同意第2号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをしたいと思いますけども、1点は、今回、櫻井委員さんから交代ということなんですけども、交代の特別な理由、本人さんからの辞退とかそういうのがあったのかどうかというのをお尋ねしておきたいというのと、今回、任命をされます津

田さんについては、社協の事務局長ということで、非常に重要なポストで多忙な業務もされている方だと思うんですが、そういう方を任命する理由というのはどういう理由なのか。特に行政との関係も深いこともあるわけでありましたが、教育委員としてのそういう役割から考えて任命されるということでございますので、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の櫻井委員並びにその後任の津田勝二氏でございますけれども、櫻井氏におかれましては、先ほどの町長の提案理由にもありましたように、2期8年という長きにわたりましてお世話になったところでございまして、長年お務めをいただいたわけでございます。また、新しい方に経験を積んでいただいて、教育行政に携わっていただきたいということで、新たに選任をさせていただくものでございます。

また、新しく委員としてお世話になります津田勝二氏でございますけれども、社会福祉協議会の事務局長という非常に重要なポストでご活躍をいただいているところでございますけれども、特にスポーツ推進委員さんでありますとかそういった幅広いところでご活躍もされているということでございますので、本町の教育行政のさらなる発展のためにご活躍をいただけるものということでお願いをしたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（篠塚信太郎君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第3号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(篠塚信太郎君) 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第7、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから日程第26、議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

《日程第7、同意第4号 公平委員会委員の選任について～日程第26、議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)》

○議長(篠塚信太郎君) よって、これより、日程第7、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから日程第26、議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第4号 公平委員会委員の選任につきましては、片山俊明委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

片山氏は、行政経験が豊富で、人事行政に関しても識見を有しておられることから、職務を適切に務めていただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、岡花芳樹委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお

願いするものであります。

岡花氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験をもとに、職務を適切に務めていただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、諮問第3号から諮問第5号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

平成30年3月末をもって任期満了となります西田光子氏におかれましては、平成18年4月1日から12年間という長きにわたり人権擁護委員としてご活躍いただきましたが、このたびご退任のご意思がかたいことから、新たに西田三郎氏を人権擁護委員候補者として推薦させていただくものでございます。

西田氏は、京丹波町下大久保にお住まいで、昭和31年11月27日生まれの61歳、昭和59年に公立学校教員に採用後、殿田中学校、園部中学校、蒲生野中学校の校長、京都府南丹教育局社会教育主事を歴任されるなど教員として長きにわたりご活躍されました。また、その間、南丹船井人権教育研究会会長を務められるなど人権教育にも熱心に取り組まれてこられました。地域実情に精通され、人望も厚く、人権擁護委員としての職務を遂行していただけるものと思っております。

次に、平成30年3月末を持って任期満了となります友金一郎委員、山崎要志委員をそれぞれ再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。お二人とも人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいているところであり、職務を遂行していただけるものと思っております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定では、行政機関に対する申請や届出などについて、インターネットを利用して行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とし、例規整備を行うものであります。

議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定では、人事院勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるために給料表及び勤勉手当の支給月数の改正と、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置差額の支給延長及び週休日の振替に係る時間外手当について改正するものであります。

議案第64号 京丹波町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定では、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定では、同じく議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第66号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い地方税の課税免除等減収補てん措置に係る規定が削除されたことに伴い本条例を廃止するものであります。

議案第67号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定では、町営住宅の一部を用途廃止するため所要の改正を行うもので、公営住宅の小畑団地10戸を施設の老朽化に伴い除却するものであります。

次に、議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）では、補正前の額113億3,802万1,000円に2億2,592万9,000円を追加し、補正後の額を115億6,395万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、事業の確定、進捗状況等により事業費を見込むとともに、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容であります。まず、増額となります経費のうち総務費では、番号制度導入事業として制度導入支援業務委託などに466万4,000円、京都府知事選挙執行経費に時間外勤務手当を含め696万円、障害者福祉費では、自立支援医療給付などに1,517万3,000円、農林水産業費では、農業振興事業として農業機械導入補助に155万5,000円、商工費では、京丹波町ロケ地誘致事業でロケーションオフィスの事務所整備工事に616万7,000円、消防費では、京都中部広域消防組合負担金として交付税確定によりその算定基礎となった基準財政需要額に基づく増額分360万5,000円、教育費では、社寺等文化資料保全補助事業で文化財施設の修繕等に対する補助金などに197万円、災害復旧費では、農地・農業施設、林道災害復旧工事費に4,642万円、河川等災害復旧工事費に1億4,120万円を計上しております。

また、減額となります主な事業のうち、土木費では、道路新設改良事業において、当初見込んでおりました交付金の額が減額となったことや工事負担金から工事委託料への変更により5,030万8,000円の減額、公債費の利子では、借入条件の見直しによる利率の減少により448万8,000円の減額となったところです。

また、人件費につきましては、人事院勧告に基づきます給与等を精査し、各費目ごとに計上しております。

歳入におきましては、これらの財源として国、府等の特定財源を見込むとともに、町債の過疎地域自立促進特別事業債で9,780万円を見込んだところでございます。

議案第69号 平成29年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、

補正前の額 22億7,906万4,000円から2,524万3,000円を減額し、補正後の額を22億5,382万1,000円とすることをお願いしております。退職被保険者等療養給付費及び高額療養費等保険給付費の減額に伴う補正を行うものであります。

議案第70号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額2億2,399万9,000円から293万9,000円を減額し、補正後の額を2億2,106万円とすることをお願いしております。広域連合保険基盤安定負担金の減額及び人間ドック助成金等の増加による補正を行うものであります。

議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において補正前の額22億4,183万円から3,842万円を減額し、補正後の額を22億341万円とすることをお願いしております。介護サービス給付費の減額等に伴う補正を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定におきましては、補正前の額1億5,586万9,000円に7万円を追加し、補正後の額を1億5,593万9,000円とすることをお願いしております。人件費の精査、医薬材料費の増額等に伴う補正を行うものであります。

議案第72号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額9億2,133万9,000円に507万5,000円を追加し、補正後の額を9億2,641万4,000円とすることをお願いしております。人件費の精査、公共下水道施設管理事業における処理施設の修繕料の増加等による補正を行うものであります。

議案第73号 平成29年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額9,910万2,000円に505万9,000円を追加し、補正後の額を1億416万1,000円とすることをお願いしております。人件費及び運行経費の精査等による補正を行うものであります。

議案第74号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,540万円に64万5,000円を追加し、補正後の額を1,604万5,000円とすることをお願いしております。地域振興対策補助金の増加による補正を行うものであります。

議案第75号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出において人件費の精査、消費税納付金の確定等に伴う補正を行うものであります。

議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入において支障物件移設補償費の減少によるもの。収益的支出において人件費の精査及び消費税納付金の減額によるもの。資本的収入においては、府補助金の減額による補正を行うもの

であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、同意第4号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することとなっております。委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する」こととなっております。

なお、主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとっていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をいただくといったことが主な職務となっております。任期は4年でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきます。

同意第4号 公平委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町本庄庄垣10番地2

氏名 片山俊明 昭和25年10月3日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由といたしましては、公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるためでございます。

なお、裏面に片山氏の職歴、主な公的職歴等を記載しておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

以上で、同意第4号 公平委員会委員の選任についての補足説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに町税条例第77条の規定によりまして、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項によりまして当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ計3名の委員にお世話になっております。今回、本年12月25日に任期満了となります瑞穂地域の岡花芳樹氏を再任することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第5号を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町質志観音20番地2

氏名 岡花芳樹 昭和25年11月17日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるため。

なお、職歴等につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第3号から諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして、補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

現在、京丹波町では、11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいております。そのうち西田光子氏、友金一郎氏、山崎要志氏が平成30年3月31日をもちまして任期満了となりますが、西田光子氏におかれましては、平成18年4月1日から12年間という長きにわたり人権擁護委員としてご活躍いただきましたが、このたびご退任のご意思がかたいことから、新たに西田三郎氏を人権擁護委員候補者として推薦させていただくものでございます。

また、友金一郎氏、山崎要志氏におきましては、引き続き人権擁護委員候補者として再推薦いたしたく、あわせて議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、まず、諮問第3号、西田三郎氏でございます。

町長の説明にもございましたとおり、西田三郎氏は、京丹波町下大久保にお住まいで、昭和31年11月27日生まれの61歳で、昭和59年4月に日吉町立胡麻郷小学校の教員として着任され、その後、殿田中学校、園部中学校、蒲生野中学校の校長、また、京都府南丹教育局社会教育主事を歴任されるなど、長きにわたりご活躍されました。また、その間、南丹船井人権教育研究会会長を務められるなど、熱心に人権教育に取り組まれてこられました。

次に、諮問第4号、友金一郎氏でございます。

友金一郎氏は、京丹波町大朴にお住まいで、昭和25年1月27日生まれの67歳で、現在3期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。その間、京都府人権擁護委員連合会、同和問題専門委員や園部人権擁護委員協議会の常務員としてご活躍いただきました。また、平成13年から平成18年まで消防団長、平成16年から平成20年まで松山財産区管理委員会委員としてもご活躍いただきました。

次に、諮問第5号、山崎要志氏でございます。

山崎要志氏は、京丹波町中台にお住まいで、昭和24年2月25日生まれの68歳で、現在2期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。旧丹波町においては、議会議員、社会教育委員、人権推進協議会委員など多方面においてご活躍いただいたところでございます。現在は、社会福祉施設の施設長として京丹波町の社会福祉にもご貢献いただいているところでございます。

それでは、諮問第3号から諮問第5号までをそれぞれ読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町下大久保ヤナザコ16番地17

氏名 西田三郎 昭和31年11月27日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町大朴東道ノ下4番地

氏名 友金一郎 昭和25年1月27日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町中台谷9番地

氏名 山崎要志 昭和24年2月25日生

平成29年12月7日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

なお、参考といたしまして、それぞれの裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第62号 京丹波町行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、町の機関に係る申請や届出などの手続に関して、電子情報処理組織インターネットを使用して行うことを可能とするために必要な条例を整備するものでございます。

議案書1枚めくっていただきまして、本文でございます。

まず、第1条の目的であります。行政機関に対する申請や届出などについて、インターネットを利用して行うことができるようにするため本条例を制定するものでありまして、政府が運営をしておりますオンラインサービスでありますマイナポータルにおいて提供されております子育てワンストップサービスでは、子育てに関する地方公共団体のサービスを検索、また、パソコン等で必要事項を入力し電子ファイルを添付した申請や、必要に応じてマイナンバーカードを用いた電子署名を付した申請を行うことが可能となります。書類によります手続に加えまして、インターネットを利用した手続に関する共通事項を条例で定めることによりまして、住民の利便性向上、行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的としております。

次に、第2条の定義でございます。

これにつきましては、それぞれの用語の定義を記載をしたものでございます。

次に、第3条、電子情報処理組織による申請等でございますが、条例等で書面で行うこととされております申請等に加えまして、町と申請者等のオンラインによりまして、手続を行えるようにする規定でございます。

次に、第4条、処分通知等でございます。

紙ベースの申請と同様の内容をオンラインによって行えることを規定をしたものでございます。

次に、第5条、電磁的記録による縦覧等でございますが、書面によります縦覧等に加えまして、コンピューター等で作成した電磁的記録で行うことができることを規定をするものでございます。

次に、第6条、電磁的記録による作成等でございますが、書面の作成、保存に加えまして、コンピューターで行う電磁的記録の作成と保存で行うことができることを規定をしております。

次に、第7条、手続等に係る情報システムの整備等でございますが、手続のオンライン化の推進のために、情報システムの整備等を行う必要がある旨を定めたものでございます。

次に、第8条、状況の公表では、オンライン化されています手続の状況について、少なくとも年1回、インターネット等で公表を行う必要がある旨を定めるものでございます。

この条例の整備の後でございますが、電子申請に必要な環境を整備をしまして、順次サービスができる環境を整えていくものでございます。これによりまして、子育てワンストップサービスにおける児童手当などの電子申請、あるいは子育て関係のサービスの検索などが可能となっております。

以上、議案第62号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決いただきますようによろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第63号から議案第65号につきまして、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、今回の人事院勧告の概要につきまして、説明をさせていただきます。

本日、参考資料としまして、給与勧告の骨子1枚ものでございますが、お配りをしておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

参考資料として書いております給与勧告の骨子でございます。

初めに、上段の枠で囲んでおります本年の給与勧告のポイントと記載をされているところでございますが、1点目は、月例給、ボーナスともに昨年に続きましての引き上げとなっております。民間給与との格差0.15%を埋めるために、俸給表、本町でいいます給料表がありますが、この水準を引き上げるものでございます。あわせて、ボーナスを0.1月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分をすることとされております。

その内容でございますけれども、この資料の中ほど、ローマ数字のⅡの1の民間給与との比較のところをごらんいただきますと、記載されておりますように、民間給与が631円、0.15%公務員給与を上回っているという状況でございます。

また、その下のボーナスでは、民間が4.42月、公務員が4.30月ということで、これも民間が上回っているという状況でございます。

ただし、あくまで人事院が実施をしました職種別の民間給与の実態調査との比較となっております。

したがって、この較差を是正するための勧告が今回行われたものでありまして、具体的には、資料の下段の2の給与改定の内容と考え方に記載をされているところでありまして、月例給では、行政職の俸給表、本町で言う給料表について平均0.2%の引き上げ、初任給におきましては、民間との間に差があるということを踏まえまして、初任給を1,000円引き上げられております。

その他の給料表につきましては、行政職との均衡を基本に改定をされるものでございます。

次に、資料の裏面でございます。

上のほうからボーナスと書いてありますところをごらんいただきたいと存じます。

民間の支給割合に見合うように4.30月分から4.40月分に0.1月分の引き上げが行われるものでございます。引き上げは勤務実績に応じた給与を推進をするということから、引き上げ分を勤勉手当に配分することとされております。

これらの実施時期につきましては、月例給の俸給表及び通勤手当等につきましては、平成29年4月1日に遡及して実施、また、ボーナスにつきましては、既に6月分が支給をされておりますので、12月分で0.1月分を今回増やしまして、次年度からはこのボーナスの表の記載のとおりとなっております。

次に、もう1つの給与勧告でございますけれども、給与制度の総合見直しということでございます。ローマ数字のⅢ、給与制度の総合見直し等という欄をごらんをいただきたいと思っております。

この見直しは、国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととして、平成27年4月から3年間で俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを国のほうで実施をされたところでございます。この際、俸給表の引き下げが実施をされておりますが、総合的見直しを行う3年間につきましては、引き下げ前の俸給表を保障するという経過措置がとられておりました。今回の給与勧告でその経過措置が平成30年3月31日をもって廃止されることとなっております。

本町におけます給与制度の総合的見直しは、ラスパイレス指数や国家公務員において支給されておりますさまざまな諸手当を含めた給与総額での較差など十分検討する必要があるとして実施を1年間遅らせ、平成28年4月から2年間で実施をしたところでございます。

今回の勧告で経過措置が廃止をされるというところでございますが、本町の実態としましては、毎年の定期昇給を行ってもなお引き下げ前の給与額を下回る職員が約2割となることなどから改善が見られないということで、経過措置を1年間延長することを今回の条例改正に盛り込んでいるところでございます。

それでは、次に、個々の提出議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございますが、内容といたしましては、先ほど説明しましたように、人事院勧告に準じ給料表及び勤勉手当の支給月数を改正するものと、先ほど説明をいたしました給与制度の総合見直しにおける経過措置の1年延長に係る改正、これに加えてまして休日に勤務を命じた場合の週休日

の振替に係ります時間外勤務手当の支給について明記をするものでございます。

また、本日、お配りしております新旧対照表、こちらのほうをごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表、第1条関係では、第13条の時間外勤務手当において休日に勤務を命じた場合に、その週休日の振替が同一週内、同一週というのは、日曜日から始まりまして土曜日までの間を同一週内と呼びます。この同一週内に休日に勤務した振替休日がとれないという場合、その週の勤務時間が38時間45分、これは1日7時間45分の月曜日から金曜日までの合計時間を言いますが、これを超える場合におきましては、超えた時間について休日出勤の時間外の割り増し分であります100分の35の時間外勤務手当を支給するもので、明文化がされておりましたので、新たに追加をするものでございます。

次に1枚めくっていただきまして、第15条の7第2項で勤勉手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ率は異なっておりますが、期末・勤勉手当合計で4.30月分から4.40月分に引き上げられるものでございます。今年度は、12月分の勤務手当を0.1月分引き上げまして、新旧対照表の後ろから2枚目の第3条関係というところを見ていただきたいんですけども、こちらのほうで平成30年度からについては6月で0.05月分を引き上げ、12月で0.05月分を引き下げ、年間で0.1月分の引き上げとするものでございます。

また、戻っていただきまして第2条関係、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

別表第2から別表第5までの給料表をそれぞれ改正をするものでございます。引き上げ幅は平均で0.2%となっております。この新旧対照表で新規採用職員の初任給につきまして1,000円の引き上げ、その他につきましては、給料の級に準じまして400円から1,000円までの間での引き上げとなっております。

次に、新旧対照表の最終ページ、第4条関係をごらんいただきたいと思っております。

こちらで給与制度の総合的見直しによる経過措置について、その期間を1年延長するというふうに改正を行うものでございます。

次に、議案第64号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定では、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでありまして、期末手当について第1条関係におきまして、12月に支給する期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。

同じく第2条関係におきまして、平成30年度からは6月で0.025月分を引き上げ、12月で0.025月分を引き下げ、トータルで0.05月分ということになっております。

続きまして、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定におきましては、同じく人事院勧告によります一般職の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を改正するものでございまして、特別職と同様に改正を行うものでございます。

以上、議案第63号から議案第65号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、議案第66号 農村地域工業導入地区における京丹波町税条例の特例に関する条例の廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例廃止につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部改正により支援措置が見直され、他の法律で同様に地方税に係る軽減措置が講じられていることから、課税免除等に係る規定が削除されたことによりまして、同法を根拠として定めております本条例を廃止するものであります。

農村地域工業等導入促進法は、農村地域への工業の導入促進を目的として、昭和46年に制定された法律であり、農村地域内に製造業等に係る企業導入を行う場合、市町村等が都道府県との協議により、農村地域内に地区を指定した工業等の導入実施計画を策定して国へ送付する等手続を行うことにより、計画達成のための支援措置が講じられる内容となっております。

今回、廃止をお願いしております本条例の内容は、同法が適用され、製造の事業の用に供する設備等を新增設した法人等を対象に、その事業に係る機械及び装置で取得価格が3,000万円を超える事業用設備を構成する固定資産を対象に、固定資産税を3年間免除する特例を定めている規定であります。

今回の法律の一部改正により、条例の根拠となる地方税の課税免除等の減収補てん措置に係る条文が削除されたことに伴いまして、本条例の廃止をお願いするものです。

これまでの実績につきましては、合併前に旧丹波町で2企業、旧瑞穂町で1企業の適用実績がありますが、合併年度である平成17年度以後における適用実績はございません。

施行期日は公布の日とさせていただきます。

なお、今後新たな企業立地等があった場合につきましても、本条例と同様の固定資産税に係る特例措置を定めております過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例に基づき、同様の支援ができるものであると考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同

賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 議案第67号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

町長からの提案説明にありましたとおり、公営住宅小畑団地の用途廃止をし、10戸を除却するため所要の改正をお願いするものです。

公営住宅小畑団地につきましては、平成28年6月の退去後、老朽化による劣化が各所に見られるため、修繕により居住環境を整えていくことが難しいことから、新たな入居募集は行わず、政策空き家として管理をしておりましたが、昭和30年に建築された木造住宅であり、耐用年数を大幅に超過しており、今後の住宅としての利用が困難なことから用途廃止とし、条例の管理戸数から10戸を削除するものです。

なお、本住宅は、民家に近く、安全確保の面から地元からの撤去要望もいただいております。平成29年度に建物の除却を実施する予定としております。除却後の土地利用計画等は現在ございませんが、今後、地元とも協議しながら活用を検討してまいりたいと考えております。

それでは、議案書の新旧対照表をごらんください。

別表（第3条関係）京丹波町の町営住宅、種別、公営住宅の裏面をごらんください。

最下段、小畑団地につきまして、下線で示すとおり、旧の10戸の項を削るものです。

なお、改正後の公営住宅の管理戸数は86戸となります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第67号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） ただいまから暫時休憩します。10時40分まで。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、町長の提案理由の説明にありましたように、既定の歳入歳出予算に2億2,592万9,000円を追加をしまして、補正後の額を115億6,395万円とすることをお願いをしております。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にありましたように、事業の確定、進捗状

況等によりまして事業費を見込んだものと、新たな行政運営に必要となる施策等を中心とした編成とさせていただいております。

なお、本日、別途資料ということで、一般会計補正予算の事業概要をお配りをしておりますので、また参考にしていただけたらと思っております。

それでは、議案書に入らせていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

6ページでございます。

第2表の債務負担行為でございます。

債務負担行為の事項としましては、1つ目に農業公社設立に係る事務等委託料でございます。平成31年度までの事業費としまして、227万4,000円を計上をさせていただいております。効率的な農業公社の運営を目指しまして、丹波ふるさと振興公社と瑞穂農業公社の合併を目指し、これに係る事務等の業務を委託をするものでございまして、本年度の事業費におきましては、22万7,000円を補正計上をしているところでございます。

次に、白土跨道橋整備事業でございますが、平成30年度までの事業費としまして、4,990万8,000円を計上をしているものでございます。老朽化に伴いまして、改修が必要となっております白土にあります跨道橋でございますが、その整備につきましては、道路を所管しております国土交通省において施工をいただくものでございます。事業期間が複数年になるということから、債務負担行為を設定をしたものでございます。

また、当初予算におきましては、負担金として計上をしておりましたが、工事を国土交通省に委託をするということから、委託費として今回組みかえを行っております。

次に、7ページの第3表の地方債の補正でございますが、内容は、後ほど事項別明細書の7ページから8ページの町債のところでご確認をいただきたいと思っておりますが、まず、この中で、合併特例債、合併特例事業でございます。これにつきましては、今回、1,610万円の減額となっております。これは、商工費、京丹波町ロケ地誘致事業のロケーションオフィス事務所整備事業の財源としまして、新たに580万円追加するものと、土木費の道路新設改良事業におきまして、事業精査によりまして、2,190万円を減額したことによるものでございます。

次に、過疎対策事業債につきましては、今回で870万円を増額をさせていただいております。これは、道路新設改良事業の交付金事業におきまして、交付金の額が減少をしたことから路線間の調整等を行いまして、地方債につきましても7,680万円の減額。

それから、教育費では、中学校のトイレ整備の額の確定によりまして20万円の減額。

また、衛生費の医師住宅建築事業におきましては、次年度の医師住宅建築が企業会計におきまして実施をされるということから、財源の組みかえを行ったことによりまして1,460万円の減額。

また、過疎対策事業債のソフト分の充当事業の拡大をすることによりまして、9,780万円の増額をしております。

また、農林水産業費の鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業、森林公園整備の財源としまして250万円を増額をしまして、トータルで870万円を計上をしたものでございます。

次に、8ページに移りまして、緊急防災・減災事業でございます。

道路新設改良事業の財源としまして、過疎債から振りかえたものでございまして、5,790万円を増額をしております。

次に、災害復旧事業でございますが、台風21号によります公共土木施設等補助災害復旧事業、農地・農業施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業の財源としまして、6,370万円を計上をしております。

最下段の地方債の合計としましては、今回、1億1,420万円増額をしまして、補正後の発行額は12億6,170万円とさせていただいております。このうち交付税の算入でございますが、約78%に当たります9億8,150万円余りが交付税の算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の重立った項目について説明させていただきます。

事項別明細書の10ページをお願いいたします。

まず、歳出からでございます。

人件費関係につきましては、各費目を通じまして、人事院勧告によります一般職給料と期末・勤勉手当額の追加及び各種諸手当の精査を行っておりますのと、共済組合費の利率見直し等によります変更等を行っております。

2款の総務費、1目の一般管理費、番号制度導入事業では、番号法に規定をされております特定個人情報の管理状況について必要となります手順書の作成であったり、点検の実施、各項目における実施計画書の作成といった業務を委託することを予定をしております。

また、健康管理システムや社会保障・税番号制度システムの改修に必要となります委託料につきまして、合わせて466万4,000円を計上をいたしております。

14ページに移りまして、6目の京都府知事選挙費、京都府知事選挙執行事業でございますが、京都府知事選挙の執行に係ります平成29年度分としまして、時間外勤務手当を含め

まして、696万円を計上をしているところでございます。

16ページに入りまして、3款、民生費、3目、障害者福祉費、自立支援医療給付事業では、20節の扶助費に給付実績等から今後の支出額を見込みまして538万4,000円を、また、障害者自立支援事業におきましては、同じく772万円を計上をしているところでございます。

19ページに入りまして、4款、衛生費、5目、診療所費では、医師住宅建築設計業務委託額の確定によりまして、740万9,000円を減額をいたしております。

20ページ、6款、農林水産業費、3目、農業振興費、農業振興事業では、農業機械導入補助金1件を見込みまして、155万5,000円を計上をいたしております。

22ページの7款、商工費、3目の観光費の京丹波町ロケ誘致事業におきましては、ロケーションオフィス事務所の整備工事として野外ステージの撤去、あるいはうるおい館外壁の再塗装など616万7,000円を計上いたしております。

24ページ、8款の土木費、3目、道路新設改良費では、当初予算で計上しておりました交付金事業におきまして、交付金の額が確定したことから精査を行ったものでありまして、交付額が減少したことによりまして、事業費も減額をするものでございます。

また、単独事業におきましても、白土の跨道橋改良工事におきまして、改良負担金から改良委託料に組みかえを行ったことで、5,030万8,000円減額といたしております。この減額の部分につきましては、先ほど申し上げましたように、債務負担行為で次年度において予算を確保する意味で債務負担行為の補正を行ったところでございます。

次に、25ページ、9款、消防費、1目、常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年当初予算におきましては、前年度の実績に基づき予算計上を行っているものでありまして、今回、交付税額の確定に伴いまして必要額を計上するもので、360万5,000円計上をしております。

次に、27ページ、10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費の児童扶助事業では、就学援助費の入学前支給3月実施ということで、これに伴う補正としまして、40万6,000円を計上しております。

同じく、28ページの3項、中学校費、2目、教育振興費の生徒扶助事業におきましても、就学援助費の入学前支給ということで、これに伴います補正としまして、80万5,000円を計上をいたしております。

30ページに入りまして、11款、災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、また、農地・農業施設災害復旧事業では、農地1カ所、水路4カ所、揚水ポンプ施設1カ所の災害

復旧工事費に2,410万円、林道災害復旧事業では、林道18カ所の災害復旧工事費などに2,232万円を計上しております。

31ページの2項、公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業では、15節の工事請負費で河川16カ所、道路14カ所などの事務費を含めまして、総額で1億4,120万円を計上をしております。

最後に、31ページの12款、公債費、1目、元金でございますが、借り入れしております地方債のうち利率見直しということで、一定期間が到来したものにつきまして、新たに借りかえを行ったことで利率が下がっております、元利均等償還ということもありまして、利子のほうは下がりますけれども、その分元金部分が増加をするということで、113万円増額をするものでございます。

また、2目の利子につきましては、ただいま説明しましたように、借りかえを行いましたことによって、償還利子のほうが減少をしたものでありまして、448万8,000円減額をしたものでございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いします。

12款の分担金及び負担金、2目の災害復旧費分担金としまして、農地・農業施設災害復旧事業分担金としまして、72万3,000円を計上をいたしております。

14款の国庫支出金、3目の災害復旧費国庫負担金では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金として、8,772万3,000円を見込み予算計上をさせていただいております。

6ページの15款、府支出金、8目、災害復旧費府補助金では、農林水産施設災害復旧費府補助金として、2,286万5,000円を計上をいたしております。

18款の繰入金、3目、財政調整基金繰入金では、精査をしました事業費に充当可能な特定財源等を見込みまして、また、今回、過疎債ソフト分の借入額を増額したことなどから、財政調整基金につきましては、繰入金が833万円減額といたしております。

次に、7ページからの21款、町債でございますが、合併特例事業債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債、農地・農業用施設災害復旧債、林業施設災害復旧債、公共土木施設等災害復旧債と、それぞれ先ほど説明をいたしました事業の財源として充当、あるいは減額等の整理を行っております。

以上、議案第68号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第69号 平成29年度京丹波町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,524万3,000円を減額し、補正後の額を22億5,382万1,000円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入につきまして、順にご説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

まず、療養給付費交付金につきましては、退職者医療分について被用者保険からの拠出金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるものでございます。退職被保険者の医療費の減額が見込まれることから、3,225万4,000円を今回減額させていただくものでございます。

続きまして、繰入金でございますが、一般会計繰入金のうち保険税の軽減分及び支援分の負担見合い分を繰り入れる保険基盤安定繰入金につきましては、平成29年度の繰入額が決定しましたので356万4,000円の増額。

また、職員給与等繰入金は、歳出の一般管理費、賦課徴収費等に充当する繰入金でございますが、職員及び嘱託職員の人件費の精査によりまして15万7,000円の増額。

また、普通交付税算入分としての財政安定化支援事業繰入金につきましては、金額が確定しましたので14万8,000円を増額させていただくものでございます。

また、最下段の国保運営基金繰入金につきましては、収支のバランスを図るため314万2,000円を増額させていただくものでございます。

なお、基金残額につきましては、今回の補正を含めまして予算ベースで差し引きいたしますと、1億6,848万1,000円となります。

続いて、主な歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、1款、総務費では、歳入においてもご説明させていただきましたが、一般会計からの繰入金であります職員給与等繰入金を財源とするもので、人件費及び嘱託職員等人件費で15万7,000円の増額をお願いするものでございます。

2款、保険給付費では、1項の療養諸費と2項、高額療養費でございますが、今年度、支出をいたしました3月診療分から8月診療分までの負担額から今年度末までの必要見込み額を算出しましたところ、減額が見込まれるため、退職療養給付費につきましては2,000万円の減額、高額療養費の退職被保険者等高額療養給付費につきましても540万円を減額させていただくものでございます。

なお、歳入額の増減に伴い、4ページから5ページにかけての保険給付費の退職被保険者

等療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費、退職被保険者等移送費、後期高齢者支援金におきましては、説明欄にも書いてますように、それぞれの財源振替をさせていただくものでございます。

以上、国保特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第70号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額から歳入歳出それぞれ293万9,000円を減額し、補正後の額を2億2,106万円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入の3款、繰入金は、一般会計から繰り入れるもので、事務費繰入金につきましては、5万4,000円を追加させていただくものであります。当該繰入金は、京都府自治体情報化推進協議会に対して支払う電算システム改修負担金に財源充当するものでございます。

次に、保険基盤安定繰入金につきましては、負担金額が確定したことによりまして348万1,000円の減額。

また、保険事業費繰入金につきましては、歳入の人間ドック助成金の不足に伴いまして、95万7,000円を増額させていただくものでございます。

5款、諸収入、雑入、広域連合助成金につきましても、歳出の人間ドック助成事業に充当するものでありまして、こちらは46万9,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、4ページの歳出については、ただいま歳入で申し上げました一般会計からの繰入金を財源といたしまして、1款、総務費、一般管理費ではシステム改修の負担金を5万4,000円増額し、また、2款、後期高齢者医療広域連合納付金として348万1,000円を減額。3款、保険事業費では、人間ドック助成事業の人間ドック助成金として、当初の46名分から17名分を追加させていただきまして、48万8,000円を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第70号 平成29年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事

業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,842万円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を22億341万円とさせていただくものでございます。

それでは、主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書5ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、制度改正に伴いますシステム改修負担金として、14万4,000円の追加をお願いするものでございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、2目、地域密着型介護サービス給付費で3,008万7,000円の減額。3目、施設介護サービス給付費では742万9,000円の減額。4目、居宅介護福祉用具購入費では60万3,000円の増額とし、合計で3,691万3,000円の減額とさせていただいております。

地域密着型介護サービス給付費では、サービスの1つに利用定員18名以下の通所介護がございしますが、全体的に通所系のサービスの利用者が伸びていないことに加えまして、平成29年5月から1つの事業所が定員を増やされ、居宅介護サービスに位置づける通所介護事業所に移行されたことなども要因の1つでございします。

施設介護サービス給付費では、老人保健施設の利用は伸びているものの、特別養護老人ホームと介護療養型医療施設については、当初の見込みよりも伸びていないところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費では713万3,000円。5目、介護予防サービス計画給付費では95万4,000円のそれぞれ減額としております。それぞれ総合事業への移行による訪問介護、通所介護、そして、介護予防サービス計画件数の減によるものでございます。

3項、その他諸費では、国保連合会への審査支払手数料で11万6,000円の減額。5項、特定入所者介護サービス等費では、介護保険施設やショートステイ等を利用する低所得の方の食費、部屋代等の負担軽減を図る補足給付で302万2,000円の減額。

7ページの6項、高額医療合算介護サービス等費では9万円の増額をお願いするもので、それぞれこれまでの給付実績から推計して計上をいたしております。

4款、基金積立金では、介護給付費の減額等に伴いまして、国・府支払基金からの交付金、一般会計繰入金などを差し引いた上で948万4,000円を追加させていただき、収支の均衡を図ることとしております。

なお、補正後の予算ベースで平成29年度末基金残高は、1億3,189万1,000円を見込んでおります。

続きまして、ページを戻っていただき、3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の減額に伴いまして、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2項、国庫補助金のうち、1目、調整交付金、4款、支払基金交付金、5款、府支出金、7款、繰入金、1項、一般会計繰入金のうち、1目、介護給付費繰入金において、関連する特定財源の見直しを行っております。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、介護保険事業費補助金11万円と、4ページの7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、4目、その他一般会計繰入金3万4,000円につきましては、歳出の1款でご説明をさせていただきました総務費のシステム改修負担金に係る財源でございます。

続きまして、9款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料、3目、第1号被保険者加算金と2項、雑入、2目、返納金につきましては、町外の居宅サービス事業者において、介護給付費の不正請求が行われたことにより、町に対する返納金と加算金を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、同じく議案第71号 平成29年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算について補足説明を申し上げます。

まず、老人保健施設におきましては、歳入歳出予算の補正としまして、それぞれの合計補正額を7万円を増額し、補正前の1億5,586万9,000円を1億5,593万9,000円にお願いするものでございます。

細部につきましては、事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、事項別明細書の3ページの歳入からでございます。

歳入におきましては、前年度繰越金が確定しましたので、1目、繰越金におきまして7万円を追加させていただくものでございます。

めくっていただきまして、最終の4ページの歳出の1款、総務費、1目、一般管理費では、職員の人件費に関する給与の精査と施設の維持に関する修繕費としまして20万7,000

円を追加し、19節では、各所管費関係の精査を行い37万4,000円を減額するものでございます。

また、2款、介護サービス事業費、1目、施設介護サービス事業費では、入所者への医薬材料費の増加分として16万2,000円の増額を、給食業務委託料としまして、通所リハビリ受診者等の増加分として13万円を増額し、合計44万3,000円の増額をお願いするものでございます。これら歳出の合計を精査いたしまして、7万円の増額としてお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第72号 平成29年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明のほうを申し上げます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算額9億2,133万9,000円に507万5,000円を増額し、補正後の額を9億2,641万4,000円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、人件費の精査及び公共下水道施設管理費における需用費の増額について補正をお願いするものでございます。

それでは、まず、3ページの第2表、地方債の補正からお願いいたします。

資本費平準化債におきまして、補正前の限度額1億4,690万円から150万円を減額し、補正後の限度額を1億4,540万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましての変更はございません。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の主な項目について説明のほうをさせていただきます。

4款、1項、1目、繰入金につきましては、歳出予算の増額に伴いそれぞれ農業集落排水事業分を70万9,000円減額。特定環境保全公共下水道事業分を597万8,000円増額。浄化槽市町村整備推進事業分を130万6,000円増額することとし、合わせて657万5,000円の増額としております。

7款、1項、1目、下水道事業債につきましては、資本費平準化債の精査により、農業集落排水事業分で10万円減額。浄化槽事業で140万円減額することとし、合わせて150万円の減額としております。

次に、歳出について説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、一般管理費においては、給与条例の一部改正に伴い給料、職員手当等を精査いたしまして、人件費について 9 1 万 6, 0 0 0 円の減額としております。

2 款、2 項、2 目、公共下水道施設管理費においては、光熱水費及び修繕費の精査を行いまして、6 8 0 万円増額することとしてお願いしております。

3 款、1 項、2 目、公債費における利子につきましては、資本費平準化債の平成 2 8 年度新規借入債利率の確定及び平成 1 8 年度借入債の利率見直しにより、それぞれ農業集落排水分を 3 5 万 1, 0 0 0 円減額。公共下水道分を 4 5 万 6, 0 0 0 円減額。浄化槽分を 2, 0 0 0 円減額することとし、合わせて 8 0 万 9, 0 0 0 円の減額としております。

以上、議案第 7 2 号 平成 2 9 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） それでは、議案第 7 3 号 平成 2 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、補正前の額 9, 9 1 0 万 2, 0 0 0 円に 5 0 5 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 億 4 1 6 万 1, 0 0 0 円とすることをお願いするものでございます。

補正予算の内容について、先に歳出から説明いたします。

最終ページの事項別明細書 4 ページをごらんいただきますようお願いいたします。

まず、運行事業費の共済費ですが、臨時雇用の運転手に係るもので、当初予算時に見込んでいた人数より共済費の該当者が 1 名減じたことで減額とするものでございます。

続いて、7 節、賃金でございますが、嘱託職員賃金は、時間外勤務によるもので 2 1 万 9, 0 0 0 円の増額。それから、臨時雇用賃金については、京都府の最低賃金の引き上げや通勤費等の規定の改定などによりまして、9 2 万円の増額補正をお願いするものでございます。

1 1 節の需用費の修繕料でございますが、バス車両の修理代につきまして、本年度上半期に予想以上に発生したことで、今後の執行を見込みまして増額のお願いをするものでございます。

その前のページに戻っていただきまして、3 ページの歳入でございます。

まず、4 款、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定によりまして 3 3 万 3, 0 0 0 円を追加いたしますが、歳出額の増加によりまして不足額が生じますので、これを補うため 3 款、繰入金、他会計繰入金により 4 7 2 万 6, 0 0 0 円の増額をお願いさせていただくも

のでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第74号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案第74号 平成29年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額1,540万円に歳入歳出それぞれ64万5,000円を増額し、補正後の額を1,604万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出でございますが、表紙を含めて5枚をめぐっていただき、事業事項別明細書4ページをごらんください。

1款、総務費、1項、総務管理費、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金の町長提案説明にありました桧山地域振興対策補助金には、生産基盤等振興対策補助金として77万7,000円を計上しております。これは、大朴協同生産組合が導入される茶葉を摘み取るための乗用型摘採機の購入に対する補助で、総事業費388万8,000円から町補助金155万5,000円を減じた残額の3分の1を規定により支出するものでございます。

同じく、瑞穂小学校児童遠距離通学費補助金は、今年度から児童の通学費が無料となりましたことから、予定計上しておりました13万2,000円を皆減しております。

歳入の主なものでございますが、戻りまして、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入、2節、マツタケ等採取権収入に採取権落札額の確定により7,000円を増額し、補正後の額を5万7,000円としております。

1款、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入で、八田地内作業道敷設時の支障木売払収入として、1節、立木売払収入に4万5,000円を新たに計上しております。

2款、繰入金、1項、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金でございますが、歳入歳出の増減に伴う調整を行うため、基金からの繰入金20万7,000円を増額いたしました。

3款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金は、前年度繰越額の確定により38万6,000円を増額しております。

以上、桧山財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、議案第75号 平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げ、その後、医療機関ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的支出の補正としまして、人件費の精査、経費、消費税等の精査を行い、既決予定額から収益的支出において補正予定額をゼロ円とし、補正後の予算総額は補正前の既決予定のとおり、10億2,190万円とお願いするものでございます。

また、当初予算（第6条）で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては、人件費の精査により14万9,000円を減額し、職員給与費については、補正後の額を6億4,418万1,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、医療機関ごとに補足説明を申し上げます。

めくっていただきまして、補正予算（第2号）明細書の1、2ページをごらんください。

収益的支出に該当する部分で、今回の補正をお願いいたしますのは、まず、上段の京丹波町病院事業費用におきまして、1項、医療費用の1目、給与費では、人件費において、職員関係の給料及び手当等の所要の補正を行い40万円の減額を行うものでございます。

また、2項、医業外費用の3目、消費税及び地方消費税におきまして、平成28年度分が確定しましたので、本年度支払いの中間分40万円を計上いたし、京丹波町病院の収益的支出の事業費用の補正予算額につきましては、差し引きでゼロ円とするものでございます。

次に、1ページの下段でございます。

和知診療所につきましては、和知診療所事業費用としまして、1項、医業費用の1目、給与費では、人件費において、職員関係の給料及び手当等の所要の補正を行いまして、8万5,000円の増額を行うものです。

また、2目、経費におきまして、委託料で内視鏡保守業務委託料の精査や諸会費においては、医師会等への負担金への精査を行いましたところ8万5,000円の減額を行うものであり、和知診療所の収益的支出の事業費用の補正予算額としましては、差し引きとしてゼロ円とするものでございます。

次に、3、4ページでございます。

和知歯科診療所でございますが、1項、医業費用の1目、給与費では、職員関係の人件費

の給料及び手当等の所要の精査の補正を行いまして、2目、材料費では、上半期の診療実績に応じて25万円を減額するものでございます。

3目、経費におきましては、訪問診察用の車のガソリン代や歯科診療所内の清掃業務の負担精査を行いまして、3万4,000円の増額をお願いするものでございます。

また、2項、医業外費用の2目、消費税及び地方消費税におきましては、病院同様に平成28年度が確定いたしましたので、その中間払いとして5万円を計上いたし、収益的支出の補正予算額としましては、差し引きゼロ円とするものでございます。

以上、平成29年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）に係る補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第76号 平成29年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入補正額を530万円減額とし、補正後の予算額を14億7,365万円とするものです。

支出では、補正額を1,365万9,000円減額とし、補正後の予算額を15億3,459万4,000円とするものです。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、ページをめくっていただきまして、補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

収入補正額につきましては、318万8,000円減額とし、補正後の予算額を1億6,139万7,000円とするものです。

支出については、補正がございませんので、6億7,241万7,000円のままとなります。支出に対して収入が不足する額5億1,102万円につきましては、第3条の前文にありますように、開始時現金預金残高1億8,426万6,000円を充当し、その残額3億2,675万4,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

次に、補正内容についてですが、補正予算に関する説明書11ページをお願いいたします。

収益的収入における1項、営業収益、2目、受託工事収益につきましては、道路改良工事等に伴う移設補償費として、5カ所で1,900万円を予定しておりましたが、工事が完了した箇所、また補償費の確定したものなどを精査いたしまして、530万円減額としております。

13ページの収益的支出では、1項、営業費用、4目、総係費について、給与条例の一部

改正に伴い給料、職員手当等を精査し、人件費について25万6,000円の増額としております。

15ページの2項、営業外費用、2目、消費税及び地方消費税につきましては、本年度が企業会計による水道事業初年度であることから、消費税及び地方消費税の免税事業者となったため、予定しておりました平成29年度事業における消費税納付金相当額の全額1,391万5,000円を減額としております。

次に、17ページの資本的収入についてですが、3項、補助金、1目、府補助金につきましては、事業の進捗並びに補助金交付申請額に基づきまして調整を行い、生活基盤施設耐震化補助金分を318万8,000円減額としてお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第76号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） ここで、町執行部の皆さんの退席をお願いします。

暫時休憩します。休憩中11時45分から議場で全員協議会を開催します。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

岩田議会運営委員長から、発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

《追加日程第1、発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議》

○議長（篠塚信太郎君） 追加日程第1、発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件についての説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） それでは、発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議につきまして、提案説明を申し上げます。

新庁舎建設特別委員会につきましては、去る12月4日の議会運営委員会及び本日の全員協議会におきまして協議がなされまして、新庁舎建設特別委員会として設置することとなりましたので、その決議案を提出するものでございます。

それでは、発委第4号を朗読し、提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

発委第4号、平成29年12月7日、京丹波町議会議長 篠塚信太郎様、提出者 議会運営委員長 岩田恵一

新庁舎建設特別委員会設置に関する決議

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

裏面を見ていただいて、新庁舎建設特別委員会設置に関する決議

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

委員会名 新庁舎建設特別委員会、人数 16人、目的 新庁舎建設に関する調査、調査期限 調査終了まで。

以上でございます。

全議員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりです。

これより、発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、発委第4号を採決します。

発委第4号 新庁舎建設特別委員会設置に関する決議を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました新庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8

条第4項の規定により、議長の私を含めた全議員を委員に指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、新庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、全議員16人を選任することに決定しました。

お諮りします。

岩田議会運営委員長から発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

《追加日程第2、発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 追加日程第2、発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件についての説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長(岩田恵一君) それでは、発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議会広報特別委員会を常任委員会に移行するための委員会条例の改正につきましても、さきの発委第4号と同様、去る12月4日の議会運営委員会及び本日の全員協議会におきまして協議がなされ、ここに改正案として提出するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思います。

新旧対照表の棒線でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例第2条第1項に、新たに第4号として議会広報常任委員会7人、議会広報の発行及びホームページの運営に関する事務を加えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。全議員さんのご賛同をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりです。

これより、発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 提出者の岩田議員にお尋ねしたいと思うんですけど、今回、特別委員会でこれまで取り組んでおりました議会広報を常任委員会に移行するというところでございます。これまでの特別委員会を常任委員会にするという必要性について、どういう考えなのか。また、特別委員会を常任委員会にすることによって、どのように変わることがあるのかどうかを含めてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） まず、必要性なんですけど、かねてから議会運営委員会、また、広報特別委員会の中でもいろいろ議論がありまして、広報というのは、一定期間を区切って発行するようなものでございませぬし、これは継続性を持ってやっていくべき仕事だということは皆さん認識をされていることだと思っております。このことから特別委員会ということではなくて、常任委員会化してこれは処理するべきだというような見解で、皆さん方一致されたというふうになっております。

そういうことで、今回、常任委員会化を図ってまいりたいということで提案をさせていただいてるような次第でございませぬ。

それから、今回、常任委員会にしたことによって、特別委員会と何か変わることがあるのかということですが、特に変わることはございませぬが、意識的にはやっぱり常任委員会として運営することによりまして、委員さんの事務についても多少変化があるのかなという思いはしておりますけども、広報発行も大事な仕事でございませぬし、これを常任委員会化することによりまして、委員さんそれぞれの持ち味を十分に発揮していただきたいなというふうに思っております。

以上でございませぬ。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先進的な議会広報なんかを見ておられますと、非常に議会の審議の状況とかそういうものも詳しく議会広報として出されておる議会もあるわけでございますので、

やはり特別委員会を常任委員会化するということとあわせて、やはり広報の紙面の内容をよりわかりやすく住民に議会の状況をどう知らせていくかということも議会の活性化とか議会改革にもつながりますので、そういう方向での取り組みもあわせて大事だと思うんですけども、その辺については提出者としての見解があれば伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（岩田恵一君） 審議内容は、当然、十二分に広報紙によりまして、周知状況が今ございませんので、議会も報告会を持ったりということもありませんし、これは議会活性化、議会基本条例が制定されれば、その中でうたわれるだろうというふうに思ってますし、聞いておりますと、京都府下でもかなり京丹波町の議会だよりは一定の評価はされておるといようなことを聞いております。また、全国的にも、私も1回研修に行かせていただいたんですが、遜色ないような内容だといようなことで、私自身も事務をしていたんですけど、さらに皆さん方にわかりやすく伝えることができるような紙面づくりに、今後も委員会、皆さんで寄与していただけるのではないかというふうに期待もしております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、発委第5号を採決します。

発委第5号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま制定されました議会広報常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議会広報特別委員会の委員を委員に指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます

よって、議会広報常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定に

より、議会広報特別委員会の委員7人を選任することに決定しました。

お諮りします。

岩田議会運営委員長から発委第6号 議会広報特別委員会の廃止についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として、議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、発委第6号 議会広報特別委員会の廃止についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

《追加日程第3、発委第6号 議会広報特別委員会の廃止について》

○議長(篠塚信太郎君) 追加日程第3、発委第6号 議会広報特別委員会の廃止についてを議題とします。

本件についての説明を求めます。

岩田議会運営委員長。

○議会運営委員長(岩田恵一君) 発委第6号 議会広報特別委員会の廃止につきましては、先ほど常任委員会化されましたので、廃止についての議案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

発委第6号、平成29年12月7日、京丹波町議会議長 篠塚信太郎様、提出者 議会運営委員長 岩田恵一

議会広報特別委員会の廃止について

平成29年11月24日の京丹波町議会臨時会において、設置決議した議会広報特別委員会を廃止する。

提案理由 議会広報特別委員会を常任委員会に移行するため。

以上でございます。

全議員のご賛同をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(篠塚信太郎君) 以上、説明のとおりです。

これより、発委第6号 議会広報特別委員会の廃止についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、発委第6号を採決します。

発委第6号 議会広報特別委員会の廃止についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、12月15日、午前9時に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

なお、この後、新庁舎建設特別委員会の委員会を開き正副委員長を選任を行いますので、引き続きよろしくお願いたします。

散会 午後 1時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 坂本 美智代

〃 署名議員 東 まさ子